⑵　購入等件名及び数量
　国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）で使用する電気
（契約電力）
　本庁舎　194キロワット
　実験施設　64キロワット
　第二庁舎　58キロワット
（年間予定使用電力量）
　本庁舎　649,000キロワット時
　実験施設　42,000キロワット時
　第二庁舎　95,000キロワット時
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成26年４月１日から平成27年３月31日迄
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(キロワット単価、同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価、同一月においては単一のものとする。)を入札書に記入すること。また落札決定にあたっては、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を比較対象とするので、単価と合わせて総価を入札書に記入すること。なお、入札時においては、燃料費調整は考慮しないものとする。(詳細は入札説明書による。)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。もしくは、当該競争参加資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、入札書の受領期限の前日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
①　手続開始の決定を受けていること。
②　手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。
ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)
ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）
詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成25年１月７日）による。
⑷　証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土技術政策総合研究所副所長から指名停止を受けていないこと。
⑸　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑺　入札説明書の交付を受けた者であること。
⑻　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
①　〒239―0826 神奈川県横須賀市長瀬３丁目１番１号　国土交通省国土技術政策総合研究所管理調整部管理課調査係　中村　方子　電話046―844―5076
②　郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
⑵　証明書等の受領期限　平成26年１月７日12時00分
⑶　入札・郵送等による入札書の受領期限　平成26年１月30日12時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成26年１月31日10時00分　国土技術政策総合研究所管理調整部管理課入札室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　入札の参加を希望する者は、支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該調達に係る必要な証明書等を上記３⑵に示す受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　落札対象　証明書等は、支出負担行為担当官において審査を行い、当該調達が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。
⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。なお、平成25・26・27年度国土交通省における競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写しを落札決定日までに提出しなければならない。提出がなければ、本入札は無効とする。
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑻　手続きにおける交渉の有無　無
⑼　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Yakuwa, Deputy Director-General National Institute for Land and Infrastructure Management, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity use in the Building of National Institute for Land and Infrastructure Management : 194kW (main office building), 64kW (experiment facility), 58kW (second office building). Estimated volume of electricity 649,000kWh (main office building), 42,000kWh (experiment facility), 95,000kWh (second office building)
⑷　Fulfillment period : From 1 April 2014 through 31 March 2015
⑸　Fulfillment place : Refer to the tender explanation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B or C on “manufacturing of products” or “selling of products” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2013／2014／2015
④　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑤　have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16―2, Section 1 of the same law